

初任者のための新戸籍読本（下）

目次

第 11 戸籍訂正・追完	1
1 戸籍訂正とは	1
2 届出の追完とは	2
3 戸籍訂正と届出の追完及び届書の補正	2
4 戸籍訂正の方法（紙戸籍とコンピュータ戸籍の訂正方法の違い）	3
(1) 紙戸籍の訂正	3
(2) コンピュータ戸籍の訂正	4
(3) 記録事項証明書における訂正と追完等のタイトル	4
(4) 紙戸籍の除籍・消除の方法とコンピュータ戸籍の除籍・消除の方法	8
5 戸籍訂正手続	10
(1) 戸籍法 113 条の規定に基づく訂正	10
(2) 戸籍法 114 条の規定に基づく訂正	12
(3) 戸籍法 116 条の規定に基づく訂正	13
(4) 市区町村長の職権による訂正	13
6 戸籍訂正の及ぶ範囲	15
7 確定判決の反射的効果が及ぶ戸籍訂正	17
8 具体的な戸籍訂正申請	19
(1) 出生に関する訂正	19
ア 嫡出否認の裁判による戸籍訂正申請	20
(ア) 母の婚姻中に出生した子（母が夫の氏を称する婚姻をした場合）	21
(イ) 離婚後 300 日以内に出生した子	26
イ 親子関係不存在確認等の裁判による戸籍訂正申請	53
(ア) 父母双方との親子関係不存在確認の裁判による戸籍訂正申請	53
(イ) 父子関係不存在確認の裁判による戸籍訂正申請	67
(ウ) 母子関係不存在（又は存在）確認の裁判による戸籍訂正申請	78
(エ) 改製により磁気ディスクをもって調製された戸籍に入籍した	

後に親子関係存否確認の裁判があった場合	93
(オ) 父を定める裁判による戸籍訂正申請があった場合	98
(2) 認知に関する訂正	100
ア 認知無効の裁判による戸籍訂正申請	106
(ア) 認知された子及び認知した者とも認知当時の戸籍にあるとき	106
(イ) 認知された子の戸籍及び認知した者の戸籍が紙戸籍からコンピュータ化戸籍に改製されているとき又はコンピュータ化庁等からコンピュータ化庁等に転籍しているとき	108
イ 認知者死亡後の認知無効の裁判による戸籍訂正申請	112
ウ 外国人女の胎児を日本人父が認知し、被認知胎児の出生により新戸籍が編製された後、認知無効の裁判があった場合の戸籍訂正申請	114
エ 外国人母の出生した子について、日本人父から戸籍法62条の届出をした後、認知無効の裁判があった場合の戸籍訂正申請	116
オ 国籍法3条による国籍取得後、認知無効の裁判があった場合の戸籍訂正申請	119
(ア) 準正子の場合	120
(イ) 準正要件を備えていない子の場合	123
カ 虚偽の認知届がされたことを理由として国籍法3条による法務大臣に対する届出が不受理とされた場合の管轄法務局の長の許可を得てする訂正	131
(3) 縁組・離縁に関する訂正	133
ア 婚姻の際に氏を改めた者が養子となる縁組により、養子夫婦について新戸籍を編製したため、管轄局の長の許可を得て訂正する場合	135
イ 戸籍の筆頭者の生存配偶者が単身者を養子とした場合に、その者について新戸籍を編製したため、管轄局の長の許可を得て訂正する場合	139
ウ 養子が単身者の場合（縁組後に婚姻した場合を含む）	143
(ア) 養子が縁組により養親の戸籍に在るときに縁組無効の裁判があった場合	143
(イ) 養子縁組により養親の戸籍に入籍した養子が、婚姻により養親の戸籍から除かれた後に縁組無効の裁判があった場合	149

エ 夫婦が養子となった場合又は夫婦の一方が養子となった場合	164
(ア) 夫婦のうち婚姻の際に氏を改めた者のみが養子となった後、 縁組無効の裁判があった場合	164
(イ) 夫婦のうち婚姻の際に氏を改めなかった者のみが養子となっ た後、縁組無効の裁判があった場合	171
(ウ) 夫婦が養子となった後、養子夫婦の一方と養親との縁組無効 の裁判があった場合	186
(エ) 養子夫婦と養親双方との縁組無効の裁判があった場合	198
(オ) 養子夫婦が管外転籍した後に養親双方との縁組無効の裁判があ った場合	199
オ 養子夫婦の新戸籍に縁組前の戸籍に在る子が父母の氏を称する 入籍の届出により入籍した後、縁組無効の裁判があった場合	202
カ 養子縁組届書が偽造であることの刑事判決が確定し、検察官から 本籍地市区町村長に戸籍法24条3項の通知があり、戸籍訂正申 請をするものがないため、市区町村長が管轄法務局の長の許可を 得てする場合	205
キ 養子離縁後に縁組無効の裁判があった場合	207
ク 養親夫婦の一方との離縁にもかかわらず養子を復氏させてし まった場合	216
ケ 離縁無効の裁判が確定した場合	221
コ 養親双方と離縁した後、その一方との離縁無効の裁判があった場 合	244
サ 養子が失踪宣告により死亡とみなされた養親及び生存養親と同 時に離縁し、その後、自己の氏を称して婚姻した後、死亡養親に ついて失踪宣告が取り消された場合	249
(4) 婚姻・離婚に関する訂正	256
ア 婚姻無効の裁判があった場合	257
(ア) 婚姻により夫婦について新戸籍を編製しているとき	257
(イ) 婚姻前既に戸籍の筆頭者となっているとき	266
イ 実方戸籍がコンピュータ戸籍に改製された後、婚姻無効の裁判 があった場合	266
ウ 実方戸籍が転籍により除籍となった後、婚姻無効の裁判があっ た場合	267

エ	生存配偶者が自己の氏を称する婚姻をした後、婚姻無効の裁判があった場合	268
	(ア) 従前戸籍に回復するとき	268
	(イ) 従前戸籍が除かれているとき	269
オ	夫婦について婚姻により新戸籍を編製し、その戸籍に戸籍法 62 条の届出により子が入籍した後、婚姻無効の裁判があった場合	269
	(ア) 母を婚姻無効により実方戸籍に回復した上、母について新戸籍を編製し、その新戸籍に子を移記するとき	269
	(イ) 母の従前戸籍を回復した上、その戸籍に子を移記するとき	270
カ	離婚の上、同一人と再婚した後、前婚及び後婚の双方について婚姻無効の裁判があった場合	270
キ	婚姻継続中のまま、戸籍の筆頭に記載されている者が相手方の氏を称する婚姻により相手方戸籍に入籍後、婚姻無効の裁判があった場合	287
ク	婚姻届書が偽造であることの刑事判決が確定し、検察官から本籍地市区町村長に戸籍法 24 条 3 項の通知があり、戸籍訂正申請をする者がいないため、市区町村長が管轄法務局長の許可を得て訂正する場合	289
ケ	協議離婚をした後、婚姻無効の裁判があった場合	292
	(ア) 離婚により実方戸籍に復籍しているとき	292
	(イ) 離婚により新戸籍を編製しているとき	297
コ	協議離婚無効の裁判があった場合	298
	(ア) 離婚により実方戸籍に復籍しているとき	298
	(イ) 離婚により新戸籍を編製しているとき	301
	(ウ) 親権に服する子の定めがあるとき	302
	(エ) 離婚により戸籍法 77 条の 2 の届出をしているとき	303
	(オ) 離婚後の母の戸籍に子が母の氏を称する入籍の届出により入籍しているとき（入籍無効の戸籍訂正許可審判を得てする訂正）	310
サ	協議離婚により妻が新戸籍を編製し、夫が他の市区町村に転籍した後、離婚無効の裁判があった場合	317
シ	協議離婚をした夫が再婚後、離婚無効の裁判があった場合	320
9	追完届	326